

令和8年大和市農業委員会第1回総会議事録

令和8年1月23日（金）午後4時開会

大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1 番 高 橋 守 委員

2 番 大 沼 茂 樹 委員

3 番 眞 壁 浩 二 委員

4 番 遠 藤 一 直 委員

6 番 渡 邊 みどり委員

7 番 富 澤 克 司 委員

8 番 田 邊 義 之 委員

1 0 番 荻 窪 登 委員

1 1 番 池 田 俊一郎委員

1 2 番 木 村 賢 一 委員

1 3 番 古 谷 田 和 子 委員

1 4 番 保 田 雄 一 委員

1 5 番 長 谷 川 慶 太 郎 委員

2. 本日の欠席委員

1 6 番 関 水 好 美 委員

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長 佐藤 祐介

次長 石井 一郎

主査 富田 規裕

主査 近田 拓朗

4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

日程第4 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

- 日程第5 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出について
- 日程第6 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による使用貸借権設定の届出について
- 日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
- 日程第8 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について
- 日程第9 議案第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の地図の素案について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による使用貸借権設定の届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の地図の素案について

午後 4 時 開会

○議長 ただいまの出席委員は 13 人で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 8 年 1 月大和市農業委員会第 1 回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、1 番、高橋守委員、2 番、大沼茂樹委員を指名いたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、総会資料 1 ページをごらんください。

1 月 5 日、眞壁会長、遠藤職務代理、遊休農地対策部会から、田邊部会長、荻窪副部会長が、市長、副市長及び市議会正副議長を訪問いたしました。

1 月 7 日、大和市賀詞交歓会が大和スポーツセンターで開催されました。

1 月 8 日、大和市民夕やけ市中央林間の新春初市が開催され、眞壁会長が出席されました。

1 月 11 日、大和市民朝霧市の新春初市が開催され、眞壁会長、田邊委員が出席されました。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等、何かございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

それでは、私から夕やけ市中央林間と朝霧市の初市に出席をいたしました。例年どおり、あっという間に、待っていた人たちが野菜を買っていただいていたという感じでした。

ほかにないようでしたら、本件は報告案件につきまして、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第 3、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出についてを議題に

供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　それでは、報告第1号についてご説明いたします。

議案書の1から2ページの3件がありました。いずれも相続により所有権を得たものです。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

説明は以上です。

○議長　事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

田邊委員。

○田邊委員　受付番号1番ですけれども、この対象農地の中に、令和5年度に新規就農された20代の方が借りている農地が幾つかあると思うのですが、これは引き続き借りるのか、もしわかれば教えていただければと思います。

○議長　事務局。

○事務局　こちらは、引き続き借りるところです。特に借りないということは聞いておりません。

○議長　田邊委員。

○田邊委員　どうもありがとうございました。

○議長　ほか。長谷川委員。

○長谷川委員　同じく1番についてですけれども、相続人の方のご住所が遠方かなというところと、ご年齢もご年齢なのですが、実際これを耕作していくに当たって、お手伝いしてくださる方とか、そういった方はいらっしゃるのでしょうか。

○議長　事務局。

○事務局　こちらは、今までお持ちだった被相続人も相続人と同じ住所にお住まいでしたので、今までどおり管理していただけたと考えています。貸し借りも継続していますので、持ち主はかわりましたけれども、農地の管理については変わりはないという認識です。

○議長　長谷川委員。

○長谷川委員　ありがとうございます。

○議長 木村委員。

○木村委員 被相続人と相続人の関係について、わかれば教えてください。

○議長 事務局。

○事務局 ご兄弟になります。

○議長 ほか、ございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第4、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、日程第5、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出について、日程第6、報告第4号、農地法第5条第1項第6号の規定による使用貸借権設定の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、ご説明いたします。

報告第2号については議案書3ページの3件が、報告第3号については議案書4ページの3件が、報告第4号については議案書5ページの1件がございました。案内図は総会資料の3から5ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

木村委員。

○木村委員 議案書3ページの3番、こちらは、現状は駐車場になっていたかと思いますが、登記地目が畑になっているので、この登記地目を変更するためということではよろしいでしょうか。今後、そこに共同住宅を建てられるということでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらは、共同住宅を建てて、その後、登記地目を変更するということにな

るかと考えています。

以上です。

○議長 木村委員。

○木村委員 あと1点、議案書5ページの1番、こちらは使用貸借権ということで、借人と貸人は、住所は同じところなのですが、お名前が違う。これはどういう関係の方なのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらの借人は、貸人の娘さんの夫になります。

○議長 ほか、よろしいでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 議案書4ページの1番ですけれども、資料の地図を見ますと、真ん中に点線があります。これは赤道か、何か通っているようなのですが、この部分も申請人の所有ということでよろしいでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 地図上では点線が入っていますが、特に筆が分かれているといったわけではなく、現状も入口のところにフェンスがあり、誰でも入れるようなところではなかったので、地図上の表記だけが残っていると考えています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○議長 そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第1号についてご説明いたします。

受付番号1、2ともに譲受人が同じなため、一括して説明いたします。議案書6ページ、総会資料の6から9ページをごらんください。申請地及び申請者は、議案書記載のとおりです。申請地の地目はともに田です。申請理由は、どちら

の譲渡人も、年齢により農地の維持管理が難しくなっているため所有する農地を整理したいと考えており、現在、当該農地を借受けて耕作している譲受人に相談し、売買することとなりました。申請人とは、1月14日に荻窪委員とともに現地でお会いし、申請内容や状況を確認いたしました。

譲受人は、大和市で6,085㎡の農地を経営している農地所有適格法人です。譲受人は田植機などの農機具を所有し、年間従事日数が150日以上の常時従事者が本人に加え1名、100日従事する補助者3名により、農地の全部効率利用要件等を定めた農地法第3条第2項各号には抵触しないことが確認できたため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。荻窪委員、お願いします。

○荻窪委員 1月14日に現地にて、私と事務局で受付番号1は譲渡人と譲受人、受付番号2は譲渡人の代理人兼譲受人にお会いし、現地を確認して、所有権移転したい旨を確認しました。受付番号1番、2番ともに、現地譲受人が借受けて水稻を耕作しており、所有権移転後も引き続き水稻を耕作していく意向を確認しました。今回の許可をすることは問題ないと思います。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見はございますでしょうか。木村委員。

○木村委員 受付番号1番と2番ともに、譲渡人が同じ姓ですが、これはご兄弟か何かなのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 ご親族であると聞いております。

○議長 木村委員。

○木村委員 わかりました。

あと、譲渡人が受付番号1番、2番とも年齢により所有権を移転したいということで、これはご本人の意思でやむを得ないと思うのですが、もし差し支えな

ければ、価格的にどのくらいでこの田んぼを売買されたのか、参考までにお聞かせいただければと思います。

○議長 事務局。

○事務局 価格については個人情報となりますので、回答は控えさせていただきます。

○議長 木村委員。

○木村委員 わかりました。

○議長 そのほかございますでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 このたびの譲受人が法人ということで、一般的なお話も含めてお伺いしたいのですが、農地を借りるときと所有するときに、審査の内容は変わってくるのでしょうか。例えば、今回、法人に所有権が移転した後、その所有権を移転した先の法人の株主構成とか、そういったものは追跡して確認していくのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 農地を所有することができる法人は農地所有適格法人ということで、農地を借りることだけができる法人とは要件が異なっています。農地所有適格法人については、株主の状況などについて報告をしていただいています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 所有権移転後に、その法人の株主の構成が変わったとか代表が変わったということに関しては、どの程度追跡されていくのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 毎年1回、報告書を提出していただいておりますので、株主の状況が変わった等については把握できる状況となっております。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○議長 そのほかございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結します。

これより、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請についてを採決いたします。

受付番号1について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号2について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

○議長 続きまして、日程第8、議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題に供します。

受付番号1から4について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、受付番号1についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書7ページ、資料は10・11ページになります。

大和市長から、令和8年1月8日付で農用地利用集積等促進計画（案）について諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は1,192.16㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和8年4月1日から令和10年12月31日までの2年9カ月間、賃貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人は耕運機等農機具を所有し、現在4,122.16㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者1名の計2名で農業経営を行っております。

令和8年1月13日に荻窪委員と事務局で現地に赴き、借人に聞き取りを行いました。

次に、受付番号2番から4番について、借人が同じなため、一括してご説明いたします。継続の案件でございます。

いずれも、大和市長から、令和8年1月8日付で農用地利用集積等促進計画（案）について諮問を受けています。議案書7ページ、資料は12から17ページになります。賃貸借権を設定する土地の面積は、2番が1,755㎡、3番が2,000㎡です。使用貸借権を設定する土地の面積は4番の505㎡で

す。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。契約期間は、2番と4番は令和8年4月1日から令和10年12月31日までの2年9カ月間、3番は令和8年4月1日から令和9年12月31日までの1年9カ月間で、いずれも露地野菜を栽培する計画です。借人は耕運機等農機具を所有し、現在1万8,211㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者4名、農業補助者は20名で農業経営を行っております。

令和8年1月13日に荻窪委員と事務局で現地へ赴き、借人と3番の貸主のご家族に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、借人の経営状態、従事日数など農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしており、特に問題はないと考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 続きます。受付番号5から7について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、受付番号5番についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書8ページ、資料は18から21ページになります。

大和市長から、令和8年1月8日付で農用地利用集積等促進計画（案）について諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は3,048.3㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和8年4月1日から令和18年12月31日までの10年9カ月間、賃貸借権を設定し、ハウスイチゴなどを栽培する計画です。借人は耕運機等農機具を所有し、現在3,048.3㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者1名、農業補助者10名の計12名で農業経営を行っております。

令和8年1月13日に関水委員と事務局で現地へ赴き、借人に聞き取りを行いました。

次に、受付番号6番についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書8ページ、資料は22・23ページになります。

大和市長から、令和8年1月8日付で農用地利用集積等促進計画（案）について諮問を受けています。使用貸借権を設定する土地の面積は2,882㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和

8年4月1日から令和11年12月31日までの3年9カ月間、使用貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人は移植機を所有のほか、トラクター等農機具を親族より借りており、現在1万1,164.15㎡を経営しています。農業経営者1名、補助者1名の計2名で農業経営を行っております。

令和8年1月13日に関水委員と事務局で現地へ赴き、借人に聞き取りを行いました。

次に、受付番号7番についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書8ページ、資料は24・25ページになります。

大和市長から、令和8年1月8日付で農用地利用集積等促進計画（案）について諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は974㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和8年4月1日から令和18年12月31日までの10年9カ月間、賃貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在1万4,046.5㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者3名の計4名で農業経営を行っております。

令和8年1月13日に渡邊委員と事務局で現地へ赴き、借人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしており、特に問題はないと考えます。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。

受付番号1から4について、荻窪委員、お願いします。

○荻窪委員 受付番号1から4番について、1月13日に事務局と現地へ赴き、借人等とお会いし、確認しました。現地はいずれも管理されており、問題がないと思います。

○議長 続きまして、受付番号5・6について、関水委員が不在のため、事務局、お願いします。

○事務局　それでは、代読させていただきます。

受付番号5・6番について、1月13日に事務局と現地へ赴き、借人とお会いし確認いたしました。現地はともに管理されており、問題ないと思います。

○議長　続きまして、受付番号7について、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員　受付番号7番について、1月13日に事務局と現地へ赴き、借人とお会いし、確認いたしました。現地は管理されており、問題ないと思います。

○議長　地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、意見はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員　受付番号2番、3番、4番についてですけれども、契約期間ですが、2番、4番は2年9カ月で、3番に関しては1年9カ月と少し短くなっていますが、何か理由があるのでしょうか。

○議長　事務局。

○事務局　契約期間につきましては、3番の貸主の方のご意向で、短い期間にしたいという強いご意向があったために、ほかのものと比較して1年間短い契約となっております。

○議長　長谷川委員。

○長谷川委員　次に、7番ですけれども、貸主の方がご高齢の方で、契約期間がこれから10年9カ月となっております。これが満了すると100歳を超えることになると思います。この契約は、この貸主の方に何かあった場合は、相続人の方にこの契約が引き継がれるのか、それとも、何かあったときで契約自体もなくなってしまうのか、どのような契約になっているのでしょうか。

○議長　事務局。

○事務局　こちらは賃貸借権の設定ですので、契約は引き継がれます。今回、貸主の息子さんからも長く貸したいという意向を伺っています。

○議長　長谷川委員。

○長谷川委員　ありがとうございました。

○議長　そのほかございますでしょうか。遠藤委員。

○遠藤委員　受付番号2番、3番、4番、5番、7番の法人についてですが、差し支え

ない程度で、経営状況がどういう状況になっているのかお聞かせいただければと思います。

○議長 事務局。

○事務局 農地の貸し借りでは、農地の管理状況などは確認しますが、経営状況の確認はしていません。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 先日、大和市役所のだれでも広場で農産物等の販売会があり、受付番号5番の方が出店されていたと思います。当日、たまたま作物がなかったということで、ほかの提携している施設のパンを売っていたと記憶しています。法人であっても、農産物を生産するにはコストなどがかかって大変だと思いますので、経営状況なども差し支えない程度で聞いていただければと要望します。

以上です。

○議長 事務局。

○事務局 経営状況ということではないかもしれませんが、5番の法人につきましては、以前に聞き取りをさせていただいております。どういう形で農業をやられているのかというところでは、障害者の方に農作業をしていただいている就労継続支援B型の事業所ということで登録をされておまして、障害者の方に農業を手伝ってもらっているという形で農業をやられていると聞いています。

実際に収穫した野菜については、福祉作業所での直売であるとか、パン屋さんも経営していますので、そこで販売する惣菜パンの材料としてとか、あと利用者のお昼ごはんとして、つくった野菜を消費していると聞いております。

○議長 ほか、ございますか。池田委員。

○池田委員 今、農福連携のようなお話がちょっと出たので、農福連携というのは、国あるいは県がどのような支援をされているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 農業委員会としては、全国農業会議所や神奈川県農業会議から、農福連携について農業委員会が支援をしていくべきといった話はございません。市の農政部門では、福祉部門と連携して農福連携を推進していると聞いておりますが、国や県からの支援の内容等については、承知していません。

○池田委員 農業応援課から、農福連携で福祉部門と一緒に進めているような事業があれば、ご紹介いただければと思います。

○議長 農業応援課、よろしいでしょうか。

○農業応援課 別件で総会に出席をさせていただいておりますが、現状、農福連携で把握している範囲をお話させていただきます。

神奈川県では、県内各地域で農業者と福祉事業者が結びつくようなシステムの構築を農協と連携して進めており、さがみ農協管内である大和市についても、そういったシステムの構築が進められているものと認識しています。また、市といたしましては、農業者と福祉事業者を結びつけるコーディネーターを養成しようということで、今年度からコーディネーター養成講座を実施しております。今後、コーディネーターの養成が進んでいけば、いくつかの農福連携事業が成立していくのではないかと考えています。

○議長 ありがとうございます。

池田委員。

○池田委員 農業者の高齢化や農業従事者の不足している中で、農福連携は非常に大きな意義があると思っています。現状どうなっているのかということをお聞きしたかったので、農業応援課からお話があり、よくわかりました。ありがとうございます。

○議長 そのほか。木村委員。

○木村委員 農福連携について、現状、何件ぐらい既に事業を行っているのでしょうか。

○議長 農業応援課、お願いします。

○農業応援課 現状で把握しているところでは、5件以内程度ではないかと思っています。

○議長 よろしいでしょうか。

ほか、ございますでしょうか。田邊委員。

○田邊委員 受付番号3番、4番の法人と5番の法人、はじめは同じ志でやっていらっしやっと思ったのですが、多分、途中で袂を分かって別々になったという記憶があるのですけれども、議案書に記載のある農業補助者は、同じところから来られているのか、または別々の事業所から来ているのか、もしわかれば教えて

いただければと思います。

○議長 事務局。

○事務局 最近の状況は把握しておりませんが、以前、聞いたところによりますと、同じデイサービスの事業をやっている利用者の方をワゴン車に乗せて農地を回り、作業をしてもらっており、同じこの2つの法人の畑と一緒にいられたと聞いています。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 どうもありがとうございました。

○議長 ほか、いかがでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)について採決いたします。

受付番号1について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号2について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号3について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号4について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長 挙手全員であります。本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。
次に、受付番号5について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長 挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。
次に、受付番号6について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長 挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。
次に、受付番号7について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長 挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。
- 議長 続きまして、日程第9、議案第3号、農業経営基盤の強化の促進に関する計画(地域計画)の地図の素案についてを議題に供します。
農業応援課から説明をお願いいたします。

- 農業応援課 本日は地域計画について説明をさせていただきます。

昨年3月に、下和田地区等を目標地図に記載しまして地域計画を策定したところでございます。今回は、その後、認定新規就農者が国の支援制度を活用するための計画変更、いわゆる時点修正となっております。限られた時間のため、ポイントを押さえた説明をさせていただきたいと思っております。

- 農業応援課 本日お配りしている資料ですが、4点お配りしています。1点目は、地域計画についてという折り込みをした3ページのもの、2点目が目標地図の変更について、A4横判の2ページのもので、3点目が目標地図変更案というカラーのA3両面のもの、こちらが目標地図の素案となりますので、具体的に

農業委員会より素案として提出していただきたい内容になっております。4点目として、地域計画の抜粋版、表状になっているA4縦型の2ページのものになっています。これが令和7年3月31日に作成した現在の地域計画となっております。

それでは、地域計画についての資料を使って概要を説明いたします。はじめに大和市の農業振興関係計画の体系についてです。今回変更する地域計画については、はじめにの1ページに書いてありますように、大和市都市農業振興基本計画という大和市全体の都市農業のマスタープランから、一番下、具体的な措置としての農地の貸借、認定農業者や認定新規就農者への支援措置というような大きな流れがありますが、その農地の貸借、認定農業者等への支援措置を組み立てる具体的な計画として、地域計画がございます。この計画を踏まえて農地の利用の集積をしていこう、または認定農業者等の育成をしていこうという大きな体系の中にあります。

1枚めくっていただきまして2ページ目、2、地域計画とは、農業経営基盤強化促進に関する計画のことで、農業経営基盤強化促進法第19条に基づくものです。図にありますとおり、地域計画は、地域の農業の将来のあり方と目標地図から成りまして、目標地図には、地域の農業を担う者と利用する農地の関係を示すものが目標地図になります。本市においては、令和7年3月に定めておりまして、大和市の地域計画は、農地を継続的に利用していくとともに、次世代の農業者に確実に継承していくための計画でございます。

その下、3、本市における地域計画の作成方針です。地域計画の区域についてですが、大和市の地域計画は、全市を対象とした計画として定めております。特に農業振興地域内の農用地域内の土地を中心に定めるという方針としておりまして、現在の計画に記載しているのは、下和田の竹ノ鼻、上ノ松地区、具体的には水田を営んでいるところを目標地図に記載しています。これに加えて、支援措置の活用意向がある認定農業者、認定新規就農者が利用する農地についても記載することにしております。

次に、協議の場についてです。この計画を定めるに当たりましては、法律で、市町村が農業に関係する方々による協議の場を設けて、その協議結果を取りま

とめて公表するということが法律で定められております。本市においては、全市レベルの協議をする場として、大和市経営生産対策推進会議の場を活用して協議を行っております。

3 ページ目、4、目標地図です。目標地図とは、農地1筆ごとに今後利用する農業者を明示するとなっております。図に記載しておりますが、地域計画は、出し手と受け手の関係を計画化して、利活用を促進していくことを目標として、定める計画となっております。本来的には、貸し借りを計画化して進めていこうというような目標にはなっておりますが、大和市としては、現況の農地利用を踏まえた目標地図をまずは作成して、今後の農地利用の促進に取り組んでいくための目標地図というような考え方でつくっております。

この目標地図につきましては、農業委員会が作成した素案に基づいて、市町村が定めることになっておりますので、今回、目標地図の素案のたたき台をご提案いたしますので、ご承認いただいて、市に素案としてのご提出をお願いしたいという議案となっております。

目標地図の変更について、今回の変更点です。1つ目は、下和田の周辺地域における利用状況を反映する変更となります。既に決定している計画区域内における農業者の農地利用の変更ということです。2つ目は、認定農業者等に関する変更です。これにつきましては、計画の区域が拡大することになります。

(1) 農業を担う者の追加、新たに青年等就農計画の認定を受けた就農者の計画についての拡大。(2) 農業を担う者の経営規模拡大による計画区域の拡大、経営地が拡大したことによる区域拡大の内容です。

5、スケジュールになります。1月、農業委員会から目標地図の素案をご提出いただきたいと思いますと考えております。2月に協議の場として経営生産対策推進会議を開きたいと思っております。この協議結果を取りまとめ、公表し、計画変更案を作成します。計画変更案を作成いたしましたら、関係機関の意見聴取ということで、改めて農業委員会を含め関係機関に意見聴取を行うこととなります。3月には、この計画案を2週間、縦覧いたします。3月末に計画の変更をいたしまして、公布という予定でございます。

続きまして、目標地図の変更についてというA4の横表です。所在とか地番と

か面積とか農業を担う者が一覧になっているものです。個別の内容には触れませんが、今回の計画を変更する土地の一覧になっております。この変更する農用地の一覧のC1というのは、農業振興地域の区域番号を記載しておりまして、上から2行につきましては、新規就農者が経営規模を拡大したことによる変更となっております。それ以降は、認定新規就農者が11月1日に認定されたことによりまして、担う者が追加されたことにより22の筆を計画に新たに記載するものになります。

2ページをごらんください。一番下のD1下和田字竹ノ鼻につきましては、もともと計画に記載された農業を担う者が、貸し借りを1カ所新規に始めましたので、今回、農業利用地の変更を行うものになります。

続きまして、カラーのA3の目標地図になります。C1と書いてあるところをごらんください。上のほうから申し上げますと、9と数字がついているまとまりが3カ所ありまして、そのうち2カ所に拡大と記載してあります。こちらは、新規就農者が、借りる農地を増やしたため規模を拡大するというような内容になっております。

次に地図のC1の下の部分、10と数字がついている3カ所のまとまりがあります。この3カ所のまとまりについては、認定新規就農者が新たに認定され、今後、支援措置等を利用するために、新たに地域計画に登載する利用農地を記載するものでございます。

続いて、裏面をごらんいただきまして、下のほうにD1と書いてあるところがあります。D1の1、2、3、4、5、6と細かい数字が記載されているところが、水田を中心に営農しているところでございます。このうちの担う者の利用地の変更と書いてあるところがあります。利用する土地を拡大したということですが、もう既に貸借を開始しておりますので、これに基づく事後変更ということになります。

この目標地図を新たに設定するために今年度末に計画変更をしたいと考えておりますので、この内容についてご確認いただき、農業委員会より素案としてご提出をしていただきたいと思います。

地域計画の抜粋版については、現況の計画を抜粋したものとなりますので、参

考にごらんいただければと思います。

なお、この内容につきましては、お名前の部分を匿名化したものについてホームページ等でごらんできるようになっておりますので、必要があればごらんいただければと考えております。

目標地図の変更についてご説明をさせていただきました。説明については以上となります。

○議長 農業応援課からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 参考様式5の2号、抜粋版地域計画という表面ですが、そちらに記載があります(2)地域農業、現状及び課題ということで、農地と住宅地が混在しており大規模な農地をまとめることが難しい状況となっていますというところと、2の(1)認定農業者等、担い手への農用地の集積を図るとともにというところ、(3)担い手等への農用地の利用の集積に当たっては、集団化、連担化を図られるように努めますという記述があるのですが、これを前提に目標地図を拝見しますと、例えば10の方がばらばらと3カ所に拡大とあるのですけれども、集団、連担というような感じではない。9に関して3カ所にぼつぼつとあるような感じで、例えば10の一番左下のところの間の空いている土地の所有者に交渉するなど、そういったものは全部本人任せになっているのでしょうか、それとも市が何か指導とか、アドバイスとか、そういったことはやっているのでしょうか。

○議長 農業応援課。

○農業応援課 市としては貸したいというご意向があった場合に、担い手の方をご紹介するという方式をとってしまして、具体的に、現在10の方が経営している土地の周りの方に直接的に貸し借りを勧めるということはしていません。ただ、現実問題としては、10の方にしても9の方にしても、周りの土地の方に現在営農されている姿を見せつつ、もし任せていただけるのであれば借受けをしたいというようなことを個別的に周辺の方にお話はしているという事実はあります。それを踏まえて、貸し借りを進めたいというようなご相談があった場合に

拡大をしていくということをしています。

実際、10の3カ所のまとまりの一番下のところ近辺の土地で、らせていただければ経営したいというような10の方からのご意向があつて、土地所有者の方に、10の方と一緒に赴いて、いかがですかというようなお話をさせていただいたことはあります。ただし、残念ながら、その話はまとまっていないところになっています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○議長 ほか、ございますでしょうか。木村委員。

○木村委員 この地域計画、目標地図の対象となっている土地は、大半が貸主から借りて農業をやっているところですが、貸主は自分の貸しているところが目標地図に入っているということを知っているのでしょうか。市として貸主に話をする必要はないのでしょうか。後になって貸主が、そんなつもりで貸しているのではないといったことが発生するとまずいと思います。貸主が将来、不利益をこうむるようなことが発生しないかどうか、確認をさせてください。

○議長 農業応援課。

○農業応援課 現在のところ、地域計画については農地を利用する方を中心でつくっています。そのため、土地所有者の同意を得て目標地図をつくっているわけではありません。ただ、この計画区域については、土地所有者の方のご意向で貸し借りが解消されたり、認定新規就農者の経営地が変更した場合には、計画区域の地図を変更することは可能ですし、柔軟に対応していきたいと思っています。逆に、柔軟に対応しないと、市としての地域計画とか目標地図というのはつくれませんし、新規就農者に対しては、地域の農業を担う者として役割を持っていただくためにも、こういった計画は必要だと考えておりますし、支援措置を使うためにも必要だと考えておりますので、市としては、現状のような形で進めてまいりたいと考えております。

○木村委員 柔軟に対応していくという話で、わかりました。

○議長 ほか、いかがでしょうか。

(発言者なし)

○議長　それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第3号、農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の地図の素案についてを採決いたします。

本件について、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長　挙手全員であります。よって、原案のとおり決定いたしました。

ここで、農業応援課の職員には退席していただきます。ありがとうございました。

〔農業応援課職員退席〕

○議長　これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和8年1月大和市農業委員会第1回総会を閉会いたします。

午後5時10分　閉会